

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
香川県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
香川県教育委員会

公表日
令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)
②事務の概要	香川県教育委員会では、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下、「支援金支給法」という。)に基づき、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、その保護者等の収入の状況に照らして県内公立高校の生徒に就学支援金を支給する。 当委員会では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 支援金支給法第4条に規定する受給資格認定申請の審査に関する事務 ② 支援金支給法第17条に規定する収入状況届出の審査に関する事務
③システムの名称	県立学校授業料等管理システム、高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

公立学校就学支援金支給事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 ・ 第9条第1項 別表123の項 ・ 別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・ 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	香川県教育委員会事務局高校教育課
②所属長の役職名	高校教育課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	香川県教育委員会事務局高校教育課 〒760-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL087-832-3748 FAX087-806-0232
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	香川県教育委員会事務局高校教育課 〒760-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL087-832-3748 FAX087-806-0232
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。 また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、高等学校等就学支援金事務処理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェック及び目検を経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月6日	②所属長	高校教育課長 出射 隆文	高校教育課長 金子 達雄	事後	人事異動後の反映
平成30年6月6日	②所属長の役職名	高校教育課長 金子 達雄	高校教育課長	事後	様式変更による
平成30年8月22日	しきい値判断項目1. 対象人数 時点	平成27年7月1日	平成30年7月1日	事後	時点更新
平成30年8月22日	しきい値判断項目2. 取扱者数 時点	平成27年7月1日	平成30年7月1日	事後	時点更新
平成31年2月28日	IV リスク対策	記載なし	記載あり	事前	様式変更による
令和2年5月25日	しきい値判断項目1. 対象人数 時点	平成30年7月1日	令和1年7月1日	事後	時点更新
令和2年5月25日	しきい値判断項目2. 取扱者数 時点	平成30年7月1日	令和1年7月1日	事後	時点更新
令和3年8月12日	関連情報4. ②法令上の根拠	第7号	第8号	事後	番号利用法の改正による
令和3年8月12日	しきい値判断項目1. 対象人数 時点	令和1年7月1日	令和3年7月1日	事後	時点更新
令和3年8月12日	しきい値判断項目2. 取扱者数 時点	令和1年7月1日	令和3年7月1日	事後	時点更新
令和6年12月19日	3 法令上の根拠	番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の91項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法 ・第9条第1項 別表123の項 ・別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	番号法等改正による
令和6年12月19日	4②法令上の根拠	番号法 ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の113号 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ及び同条第2号ハ	番号法 ・第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1 51の項	事後	番号法等改正による
令和6年12月19日	しきい値判断項目1. 対象人数 時点	令和3年7月1日	令和6年7月1日	事後	時点更新
令和6年12月19日	しきい値判断項目2. 取扱者数 時点	令和3年7月1日	令和6年7月1日	事後	時点更新
令和6年12月19日	IV リスク対策 「8 人手を介在させる作業」 「11 最も優先度が高いと考えられる対策」	記載なし	記載あり	事後	様式変更による